

# 公 示

公示第 88 号

一般乗用旅客自動車運送事業の冬期割増を適用することができる期間及び地域の指定について

平成14年1月15日付け東北運輸局公示第85号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1. (3) ロ ③により、冬期割増を適用することができる期間及び地域を定めたので、下記のとおり公示する。

令和7年12月22日

東北運輸局長 吉田 昭二

記

冬期割増を適用することができる期間及び地域は次のとおりとする。

1. 冬期割増を適用することができる期間  
(1) 12月1日から翌年2月末日まで

2. 冬期割増を適用することができる地域  
(1) 青森地区

## 附 則

本公示は、令和8年1月28日から適用する。